明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八五）　二
○国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（二八六）　二
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八七）　三
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八八）　三
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八九）　八
〔省　令〕
○不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令（法務四一）　一〇
○独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通一）　一〇
○都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六一）　一〇
〔告　示〕
○都市再生特別措置法施行規則第一条の規定に基づき国土交通大臣が定める施設及び基準（国土交通九六四）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
国民の保護に関する基本指針の一部変更（内閣）　四
国家公安委員会・警察庁国民保護計画の変更について（国家公安委員会・警察庁）　四
公安調査庁国民保護計画の変更について（公安調査庁）　四
文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の変更について（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）　四
厚生労働省国民保護計画の変更について（厚生労働省）　四
農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について（農林水産省・林野庁・水産庁）　四
経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について（経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁）　四
海上保安庁国民保護計画の変更について（海上保安庁）　四
環境省国民保護計画の変更について（環境省）　四
原子力規制委員会国民保護計画の変更について（原子力規制委員会）　四
防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画の変更について（防衛省・防衛装備庁）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八五号）（内閣府本府）

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二八年法律第五五号）の施行期日は、平成二八年九月一日とすることとした。

◇国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第二八六号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域法（平成二五年法律第一〇七号）第一八条第一項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とすることとした。（第二一条関係）

2　この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年九月一日）から施行することとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八七号）（国土交通省）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第七二号）の施行期日は、平成二八年九月一日とすることとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八八号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

1　都市公園の占用の許可の特例の対象となる都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等は、次に掲げるものとした。（第一七条関係）

㈠　自転車駐車場で自転車を貸貸する事業の用に供するもの

㈡　観光案内所

㈢　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

㈣　都市公園法第七条第六号に掲げる競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

2　都市公園の占用の許可の特例の適用に当たって1に掲げる施設等が満たすべき技術的基準は、外観及び配置ができる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること等とした。（第二二条関係）

二　都市再開発法施行令の一部改正関係

1　指定宅地又はその使用収益権を有する者の氏名又は名称等に関する権利変換計画の修正又は変更については、国土交通大臣等の認可、縦覧手続、審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しないこととした。（第二五条、第三一条及び第三二条関係）

2　個別利用区内の宅地等の価額の概算額及び当該価額の確定の方法（第二八条の二及び第四一条関係）

㈠　個別利用区内の宅地の価額の概算額の算定及び当該価額の確定は、宅地価額から、当該宅地価額に使用収益権の割合を乗じて得た額を控除して行うこととした。

㈡　個別利用区内の宅地の使用収益権の価額の概算額の算定及び当該価額の確定は、宅地価額に使用収益権の割合を乗じて行うこととした。

3　施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例に係る施設建築敷地を立体的に利用する必要がある市街地再開発事業は、都市計画施設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められている市街地再開発事業とすることとした。（第四三条の四及び第四六条の一二の二関係）

4　都市高速鉄道が存することができる施設建築敷地の上の空間又は地下の範囲は、都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とすることとした。（第四三条の五及び第四六条の一二の三関係）

5　施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額の概算額は、敷地価額から、当該敷地価額に都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額とすることとした。（第四三条の六関係）